

(令和8年1月5日改定)

京都市立病院機構の倫理方針

京都市立病院と京都市立京北病院は、京都市立病院機構が掲げる理念、憲章並びに患者さん及びこども患者さんの権利に基づき、患者さんにとって最善の医療を提供するため、医療における倫理方針を以下のとおり定めます

- 1 患者さんの尊厳と権利を守り、一人ひとりの価値観を大切にします
- 2 患者さんの意思決定を支援するため、十分な情報提供と説明をします
- 3 患者さんの理解、医療の選択・同意のもと、公正な医療に最善を尽くします
- 4 倫理的な判断を要する事柄については、臨床倫理委員会等において審議し、方針を決定します
- 5 関係法規及び各種ガイドラインを遵守します
- 6 患者さんのプライバシーを尊重し、個人情報を保護し、守秘義務を徹底します
- 7 医療情報の開示は、ルールに則り、人権に配慮しつつ、誠実に行います

地方独立行政法人 京都市立病院機構
理事長